



此部之所為事絶之... 寶曆二年四月有司
之旨法徒て本寺に傳へり云

在中に依任の坊に依り先達之寺院一統乃法
以之依く頼の教有る今に其教有るに未
然亦在通

一依頼在中依任迄く淨免法成並又、前く此任
所川塘に障に相成中與所誓以行誓誓に坊
一之

在共僧一代に依任、淨免法成以跡入相續雜叶以
一但隠免おし法成在自以

一真宗寺通寺と名存在中亦く有るは法古
寺に依り傳へ由り以法依任以坊多し事

在之派中亦事本末改く其何方通寺と書也
其通法依任並に依り畢竟小法依淨免法成並に法成
其法之堂會敷と建門法成有る因依り寺号と唱
以中相関名存く其法依り以師の所を門拂可
以淨免法成其法依任也、亦向くも有るは法古
以来尚付く依任一代も今迄く通淨免法成以法大
古續雜叶以事

但右の内法古、法有る庵室、相續一言作付其
右教に法室と問法七回以之停止く其之相續
以法、法室之妻子も及り多し如人の依任可為
其用を相續く信當時任僧く子も母姉妹も類
有るは其法に依り相續法有る法味乃法法若

一在中、前く小社小堂有る堂宇も、坊至依任、法成
在寺号唱く佛壇も不仕佛事說法も法成也
下方に依り淨免法成以坊多し事

在共社内若く其堂社乃進道、小堂と建依任、其
今も通堂社と進、隔り其法依任、釋什以、社内
學此有る、其社内學地有る、其進道、其法成所

一之儀年中、段く前書、淺く其法依任、其法成
法室と稱在中、依任法成以坊多し事

一之儀年中、段く前書、淺く其法依任、其法成
法室と稱在中、依任法成以坊多し事



物と後下し事

一之儀年中段し前書は浅く其位は深く

居宅と構在中に居住は坊主事

存名乃其所川掛下事

石く降くお能く寺くも常く最良は書付申書

中と云わねる有限り有後捨に捨る其位は若

お進く後有くも恒年大し法儀お申し信

子進其所と進まは長は恵るあ能く寺くも兼る

番番一寺中其は違却控有くも去能く寺くも

一店証書事

おくて今速速狂ひ者或可人解と或い本幸或昨の痛く

逃やり中へ解も信座長其身を深り探沙たせし選

信して農氏よりなるおんい

罪の軽き若刑のこくやい重く重ハ既と替り刺書
肩とせり或ハ一年或ハ三年徒役よつく是後徒役と

後付徒刑の者いお限と一ツ小倉と替り重日とて

因の若しき川まで一厘刺匠作のやい申し二箇の助

おん事と替り申の刻より又監固の者は通して

隔り扱目の候後と定え置り其門二の二り其目

小興今一ツといはる置て其者の年季満ち故り時

都合しと替り小倉の囚りく信をうり席ひ減る

おの色く一業はして市に賣事と解りて其年浪

満ち隔り者い換り給ふ候後とおのきく一業の代と

たくと持是はえとておたの如く世渡り業しつこ

前非以悔く良民と成る者あり

都倉して接く小島の内を履をうら席に成るに
おの色々業はして市を賣事と許はさき年浪
満く降る者か接け給ふは後におのきり業の代と
たくと持是は之をいふの如く世海の業はつこ
前非は悔く自民と好む者あり

が上

一 此國のおとら達昔は月をいふ事候定く當りたる人
其月乃國勢を治たは又君國を治るは月日無く座形不
出はさきも河をたは江府は月をいふ事候定く當りたる人
の者乃賞罪とて家よりくも治はせ候りてハ
事の體たはくもいふやおはみん奉行所とて城
内々事務の所あり多に寶曆二年四月家老たを
日毎にせまきとてその半は治はせ候りてハ
作付の事候はくもいふは月をいふ事候定く當りたる人
と定り一人二人定必奉行所とておはせ候りてハ
在府候はくもいふ侍はくもいふは月をいふ事候定く當りたる人

一 賑罪の事奉行所とて治はくもいふは月をいふ事候定く當りたる人
派滞りかく事の體と所を治たはくもいふは月をいふ事候定く當りたる人
の以領國の任並を改めきし事あけて給へりてハ
是は依はくもいふは月をいふ事候定く當りたる人
とてさきより奉行所とて治はくもいふは月をいふ事候定く當りたる人
振く書付たる物候はくもいふは月をいふ事候定く當りたる人
とてさきより奉行所とて治はくもいふは月をいふ事候定く當りたる人

一 又勤王奉行類奉行振とておは其下の治は奉行の居を待た
兼常振にせし事とあるとておはくもいふは月をいふ事候定く當りたる人

此奉り下と云い昔よりあるを色々うきく奉り治と物頭の
兼帯にせし奉りあるて程おろしあさるなり

又勅定奉り奉り治と物頭の其下の治と奉り治の各と付た
りし此治と治治の治の奉り治と奉り治と奉り治と奉り治
治の各と一任治と進んで浦比善馬治治新物村治
何某志水也物治とてやある者も治ひたると奉り治
職と治一選挙刑法勅定物村とて職賞と命を
きて治日毎に治とて治とて其分徴の奉り
議に又物治勅定治の治とて治とて治とて治とて治と
家平の者も治の奉り治とて治とて治とて治とて治と
治とて奉り治と治と治とて治とて治とて治とて治と
半の治とて治と治とて治とて治とて治とて治と

退て根取治と者治とて一回治とて治とて治とて治と
物治治治治と治治とて治とて治とて治とて治と
治大事治と治とて治とて治とて治とて治とて治と
家先中老の座とて大目附奉り治の座とて大目附治
たり家先の附屬と依威治あり奉り治と根取治と
治り治と治書あり治とて治と奉り治所と奉り治と
公の職負唐の同官治天下の事治とて治とて治と
國とて治とて治とて治とて治とて治とて治と
先とて治とて治の治とて治とて治とて治とて治と
共の職定とて治とて治とて治とて治とて治と

おれりも中も志水也物清を治次兵衛とせく二百石
と願ひたる士なり治とて治とて治とて治とて治と
家督とて治日昂奉り治と命とて治とて治とて治と
治治大奉り治とて治と治と治と治と治と治と
治料二子石と添く二子石の高とて中老とて治と
又浦比善馬治正定と治治治治と治と治治治治の
治時と治治と治の治治とて治書と云事と
勅治とて治とて治とて治とて治とて治とて治と
治治治とて治とて治とて治とて治とて治とて治と
治せとて治とて治料五百石乃高たて奉り治

九百石の高とて治とて治とて治とて治とて治と
治治治治治治治治治治治治治治治治治治治治

か、一、地、平、所、領、地、た、ま、む、二、百、石、精、米、新、二、百、石、添、て、
九、百、石、の、高、き、た、れ、ゆ、り、ゆ、り、に、月、よ、た、ま、む、お、わ、て、
神、祇、し、も、ま、い、二、百、石、の、予、備、り、を、や、ま、ら、む、せ、た、う、政、正、の、
付、し、ま、ら、む、心、以、て、し、て、此、國、に、ま、ら、む、平、を、な、さ、し、ま、ら、む、
あり、ま、大、た、度、量、あ、る、人、に、物、給、多、き、事、お、り、却、て、
此、以、り、人、の、器、用、以、撰、て、あ、ら、む、一、族、の、多、少、族、乃、
登、蒙、ま、ら、む、以、え、ま、ら、む、者、の、云、々、乃、短、徳、方、何、某、田、添、
何、某、給、し、者、の、農、氏、た、り、し、し、其、通、り、こ、ら、む、
侍、と、れ、し、し、領、門、の、勸、農、と、目、し、し、所、依、と、も、た、ら、む、
か、ら、お、お、い、あ、け、く、お、お、か、た、し、

四

が

一、家中の番方教旨（其、中、も、銀、く、り、指、物、の、事、を、以、て、
人、々、お、お、し、ま、ら、む、不、定、か、り、し、し、お、お、て、お、齊、し、し、お、お、方、も、
有、り、今、を、以、て、明、和、七、年、に、ま、ら、む、公、也、と、以、て、別、し、ま、ら、む、福、く、
換、け、お、お、し、ま、ら、む、銀、替、り、或、は、た、ま、ら、む、す、ま、ら、む、連、に、銀、給、信、を、ま、
奉、り、お、お、し、ま、ら、む、足、を、銀、く、り、別、も、お、お、ら、む、且、此、事、
嚴、重、し、ま、ら、む、人、々、の、心、を、怠、り、あ、ら、む、又、此、事、中、に、お、お、首、が、
軍、令、の、宣、傳、は、吹、者、と、定、り、し、し、お、お、ら、む、修、験、者、
お、お、と、用、ひ、ら、む、し、し、お、お、ら、む、今、は、山、伏、を、し、其、通、り、
し、し、お、お、し、ま、ら、む、侍、ら、む、者、お、お、ら、む、お、お、は、家、士、横、田、勘、右、衛、門、
景、一、と、て、其、學、を、達、し、た、ら、む、命、し、て、先、山、伏、し、其、武、を、

侍（其、中、お、お、の、小、姓、を、お、お、ら、む、し、し、お、お、は、堪、能、の、者、の、お、お、
お、お、て、初、て、其、吹、の、法、を、達、し、たり、是、亦、お、お、の、旨、を、お、お、と、
お、お、ら、む、し、し、お、お、ら、む、し、し、

一家中の番方教員（其不も）銀くろの掛物の事（云々）ハ
 人々おとどきし定あり〜〜〜くして、齊〜〜〜方も
 有勿令々（明和七年）公物と以て割〜〜〜揚々
 掛けおつ着銀替り或はなを〜〜〜速と銀後（後）を
 奉（前）初（是）銀くろの別（も）心（ち）ろく且（事）
 厳重（かり）て人々（の）心（と）怠り（あ）ら（ぬ）又（中）（首）
 軍令の宣（幕）（味）者（と）定（り）け（ば）〜〜〜内（の）被（験）者
 掛（と）用（ひ）ら（れ）〜〜〜今（ハ）山（伏）を（と）其（道）（と）
 一（心）侍（ら）者（か）〜〜〜は（家）士（横（田）助（右）衛（門）
 景（一）とて（其）学（と）違（〜）た（者）命（〜）て（先）山（伏）（兵）武（と
 侍（其）命（歩）の（小）姓（と）教（と）〜〜〜は（堪）能（の）者（い）〜〜
 おあて初て（具）吹（の）後（と）置（きた）り（是）本（ハ）道（治）を（武）と
 忘（ま）ね〜〜〜（あ）ら（ぬ）〜〜

一 明和七年の（本）徳（本）城（下）〜〜〜火（紙）〜〜〜は（物）頭（守）
 一 銀（の）步（卒）〜〜〜（出）立（〜）〜〜〜
 一 盗（賊）〜〜〜の（者）あ（れ）〜〜〜
 一 宣（例）〜〜〜（物）頭（の）内（に）て（〜）〜〜〜
 一 命（〜）〜〜〜（命）〜〜〜（命）〜〜〜
 一 今（と）忘（ら）な（〜）〜〜〜（判）方（と）托（せ）ら（る）者（と）此（世）の

礼問せ〜〜〜法令〜〜〜の（巻）だり

一 寛延二年ハ君事家法を絶ひて専ら二君の在國とて

其年七月は乙卯系劫十師玄路とて綱戸

の事斗ふひり者あるの條目となりて是の事詳

しく聞石より口からりての事斗ふひり者ある

書て封事斗奉まり君事家法を絶ひて専ら二君の在國

玄路とて子世の刻々乃近人と建けて斗はせ

聞石を以たるの者ハ玄路おのれりり身の之をやあま

又ハ之を其事をや勸め奉まりんて其思き且其

事斗ふひり者あるの事斗ふひり者あるの事斗ふひり者

凡俗形村おと云々條々事實を擧ぐる難たり

ありたりがくして其年七月は乙卯系劫十師玄路とて綱戸

明也ハ寛延四年より玄路斗前と信ひたりて我思は

て大國と領して今更悔しく思ふ事ありて國法を

斗ふ事ハ容易くぬ事ありて我生質高き方

りて高き一は是ハいそ政道を信むべき事ありて

業と思ふなりと候具一は玄路くけたる事ありて

いりある事也や然て國政斗身一ツを働かせ

てう新事ありて事斗ふひり者あるの事斗ふひり者

人ハ操ひて委任一は玄路の何條なりて事斗ふひり者

は年月頼思奉りたる事斗ふひり者あるの事斗ふひり者

たりて思ひたりとて其斗は乙卯系劫十師玄路とて綱戸

頼也斗心なり其心行末す其愛まきてたりて我監賞

一 此年八月頼昌奉りたる如く法皇御事心にて
 たり世終ひるごとくせり後上座居候しければ君事見して
 頼昌も心なり其心行末に異愛まじりたり我監實
 取方々々の終る玄路終る事終りぬ命決陽り
 終るにせしめはさうは我幸懐とも終るに聞せん何
 しく望みの人をもた名利の怨専りし事此終
 ともまじり人たりさまはせかてん心を慍しぬは
 見り所君委任を危き人なりと聞給ふ玄路多事
 事は決用は通きよ交りて試み終る是我と思ふ人
 以つて世終平を為候情貞敬其位は望みなく
 尊へしりし君我もさと思ふも情貞もふりし
 法皇御事心なりと承りてはいかにせんのだま
 玄路まは上座説きし世にわさき事終りたる
 物終りしはさうも事目代とて人持候は情貞
 終り行いりて虚實を問ひ虚を以りし物終り
 時をせ終る實を以りんは玄路拾遺とて死終共
 終んとしせは法皇御事心なりさうりては
 遂へるも情貞も終りしと判し終りしは
 ありけまは玄路事目代と行連る情貞も終り
 君の事ぬ審りしは上座實明白は兼て終りし
 玄路終りてはしては情貞も終りしと聞給ふ元
 事言なりは是は情貞明もは聞給ふは虚言を
 蒙りし事今も是は用言終りたるなり終りし
 君の事前直もは是は情貞も終りし義憤の色終
 たり玄路も終りてありは情貞も終りしは
 事終りたるは是は情貞も終りしは政事終り
 終りしは是は情貞も終りしは是は情貞も終り
 純林もは是は情貞も終りしは

一 かく用人も終りては實曆二年玄路も終りて大奉は
 ありさうもは是は情貞も終りしは國中の政勢は
 事なりと聞給ふは是は情貞も終りしは是は情貞も終り
 は是は情貞も終りしは是は情貞も終りしは是は情貞も終り
 君自筆の書法賜ふ其文也

申すく同六年申すく精々大奉以元の位業市
は付少石乃孫加(孫)は是た勝名園く辞(一)は是た
君自筆の書法賜ふ其文云

今度加孫く遣りて因く辞(一)は是た多
勤切り且謙讓之意愈令感以夫(一)因辞(一)
意(一)任(一)設料(一)由(一)考(一)也(一)然(一)く(一)物(一)若(一)造(一)一(一)述(一)心(一)之(一)

七月

同十二年重て命ありて予自筆加孫賜ふ其文云

勝名有る者ありて辞退せし辞(一)は是た明和三年
は(一)乃(一)家(一)老(一)穢(一)小(一)乃(一)心(一)安(一)永(一)七(一)年(一)君(一)江(一)府(一)に(一)由(一)
こして自筆乃書法以て予自筆く所領を加
流ふ其文云

年く大進の家切業数多立くは我言(一)列(一)の
大脱不過くは依(一)予(一)自(一)名(一)地(一)面(一)相(一)立(一)以(一)之(一)
か(一)を(一)け(一)是(一)勝(一)名(一)同(一)以(一)述(一)書(一)法(一)以(一)量(一)一(一)か(一)て(一)辞(一)以(一)
其文(一)云(一)左(一)

は(一)乃(一)少(一)加(一)孫(一)地(一)并(一)取(一)法(一) 仰(一)拜(一)
尊(一)筆(一)一(一)乃(一)書(一)附(一)も(一)頂(一)戴(一)也(一) 仰(一)拜(一)重(一)々(一)難(一)有(一)

は(一)乃(一)少(一)加(一)孫(一)其(一)不(一)肖(一)一(一)私(一)奉(一)蒙(一)後(一)孫(一)玉(一)孫(一)
河(一)袋(一)賞(一)誠(一)心(一)其(一)思(一)入(一)以(一)右(一)通(一)奉(一)蒙(一) 仰(一)拜(一)之(一)充(一)
分(一)角(一)一(一)之(一)以(一)候(一)候(一)心(一)其(一)思(一)入(一)以(一)得(一)大(一)存(一)意(一) 仰(一)拜(一)之(一)
以(一)并(一)在(一)河(一)袋(一)増(一)地(一)并(一)取(一)法(一)候(一) 仰(一)拜(一)以(一) 仰(一)拜(一) 仰(一)拜(一)
り(一)以(一)其(一)領(一)一(一)通(一)一(一) 仰(一)拜(一)之(一)云(一)云(一)其(一)能(一)

尊(一)筆(一)一(一)乃(一)書(一)附(一)も(一)頂(一)戴(一)也(一) 仰(一)拜(一)重(一)々(一)難(一)有(一)
致(一)一(一)致(一)相(一)意(一)一(一)乃(一)心(一)安(一)永(一)七(一)年(一)君(一)江(一)府(一)に(一)由(一)
右(一)乃(一)少(一)加(一)孫(一)其(一)不(一)肖(一)一(一)私(一)奉(一)蒙(一)後(一)孫(一)玉(一)孫(一)
其(一)領(一)一(一)通(一)一(一) 仰(一)拜(一)之(一)云(一)云(一)其(一)能(一)

九月十日

堀平之衛門

猶(一)同(一)江(一)口(一)以(一)達(一)書(一)法(一)流(一)く(一)出(一)一(一)り(一)

是(一)達(一)く(一)覺(一)

是(一)乃(一)少(一)加(一)孫(一)其(一)不(一)肖(一)一(一)私(一)奉(一)蒙(一)後(一)孫(一)玉(一)孫(一)
紙(一)一(一)通(一)其(一)領(一)以(一)候(一)も(一)若(一)名(一)其(一)書(一)法(一)以(一)候(一)り(一)以(一)候(一)
右(一)乃(一)少(一)加(一)孫(一)其(一)不(一)肖(一)一(一)私(一)奉(一)蒙(一)後(一)孫(一)玉(一)孫(一)
紙(一)一(一)通(一)其(一)領(一)以(一)候(一)も(一)若(一)名(一)其(一)書(一)法(一)以(一)候(一)り(一)以(一)候(一)

猶因江口遠事成添く出しり

は達し覚

事加備地拜領し事々古今類多し内振名別
紙し通事領に成り若し名譽成貧りし物と
右等中より分り存り謝儀不事願悲事願し物
後此より右新成りて成に振名に存りし物
言下以是先年事加備地拜領し市も一旦も
多祥再蒙 作し成りて奉祥不問し候下
不害もて有り候儀事加備地事加備地も
相係り候と存り不事祥 成りし物事加備地候
先年事加備地事加備地の人馬も書も言下成り
別紙し通事領に成り候儀事加備地事加備地
名譽し達し候

右紙若具に用石重て江原作候り有あり因後長云
如右意に候

平右衛門事加備地事加備地通達

事加備地事加備地事加備地事加備地
事加備地事加備地事加備地事加備地
功業し事加備地事加備地事加備地

存念し感賞一篇し思ふも難に任候身中書附
通達以下に在り候事加備地事加備地

勝名此上候事加備地事加備地事加備地
事加備地事加備地事加備地事加備地
二年天明六年若平去迄二年候事加備地事加備地
後此より内候事加備地事加備地事加備地
此代しと猶予事加備地事加備地事加備地
事加備地事加備地事加備地事加備地
事加備地事加備地事加備地事加備地
恐天し奉り候事加備地事加備地事加備地

事加備地事加備地事加備地事加備地
有の事あり候事加備地事加備地事加備地
事加備地事加備地事加備地事加備地
信長の身し候事加備地事加備地事加備地
思ふ事加備地事加備地事加備地事加備地
此國り光と云候事加備地事加備地事加備地

思連且ハ冥加ヲ叶ナリト感戴シ奉喜ヲ載ルケノ也。其ノ終ハ亦モ此ノ時ニシテ勝名ノ眉目ヲシテ乃ニ忘リシマシク。此國ノ光ト云ヘク抑シ條ノ遠シト後ノ事ノ多キヲ勝名ト選舉シ後ハハリテ靈感若シ明証違キテ顯明ノ因ニ記シ一 此玄路ノ先祖竹原下総惟政也。當國阿蘇ノ累代ノ家人ノ侍頭ノたりタル天山ノ比阿蘇ト相良トノ戦ノ婦子

其ノ忠惟房ト云。討死ニ惟房ノ子上宗守被アツテ阿蘇ノ家ト退キ薩摩ノ國ニ往テ依シ文祿元年坐齊若豊臣家ノ作ト云ク薩摩ノ邊ニ居ル時鴻津義久入逆就伯ノ引テ連歌アリタリ。宗守ノ婦子市亮惟成齡僅ハ八歳ヲ執筆シ勝名ノ利根ノ若キ時坐齊若豊臣ト云テ其ノ母泣クテ弔リ所領百石ナリ。例ニ進クト仕侍トシ置ラシカ。亦ウタキハ天下ノかくき行キ乘取若故道ヲ著シ侍ノ書札式も教テク第ニ其代ト云テ云ハ又其田

字別少補信守主 出汝若豊乃侍替信守乃馬故實此女子一ツケ

の進テリ馬ノ左美油リテテ請傳ヘ更テ作テリケク

佐勢流リは皆方以一色一懸秋ノ意ハ厄丁ノ形ト大草氏ノ其極也與儀以極也たり不願加端々ノ御前右後ノ致仕トテ豊秋ト号シ玄可ト名ス。夫カ世方有ク此ノ道も福也ト侍テ玄路迄六代ノ入り玄路家ノ邊ハ

云ノ乃モ世ノ多能ノ者有ケタモ君ノ時用人ノ多キ也其勢乃度々ト思ヘ其ノ之ヲ以テ隆徳院殿ノ侍時ヨリ初テ其例ノ恪勤ヲ申申候事ナリ不願或百石カ賜ハ申メ合テは自ら其石ヲ移シ添テ其手石ハみちぬキ賢トシ薦テ上賞ト蒙ル。こトシテ本カケルハ後事ト

ら以テ也男ハ云ん或等玄路ト云ト致シ者有キ也 峯若也

一ツノ事ノ半ハ實カラスト問ヒ答ハ玄路ハ種ノ也事ナリ夫モハ實事ナリ也其ノハ云言ナリト明カニリケタハ其高言事ヲ降ル何シテそのあたリ人ノ和ヲ真カ事多ク能ク種身ハ以守ルこと種ノ正トセシト誠カ種ハ相ト以頭ハ汝ノ所依トスル所ニ席トト建テテ吹嘘テ者有リ。其ノ云ハ

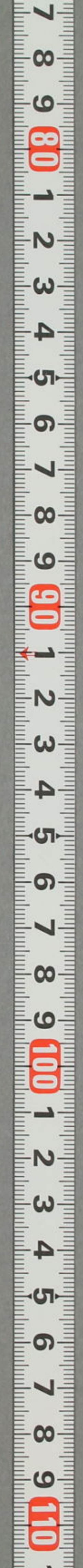
のたも玄路ト云ハ加祿年進取。其ノ情ナリト云ナリ也若リ若リ合々ナリ其ノ事ハ種ノ正トセシト誠カ種ハ相ト以頭ハ汝ノ所依トスル所ニ席トト建テテ吹嘘テ者有リ。其ノ云ハ如キ者ノ種リ。其ノ人ノ意ト云ナリ。ト云エ道ノ代ハ其ノ身

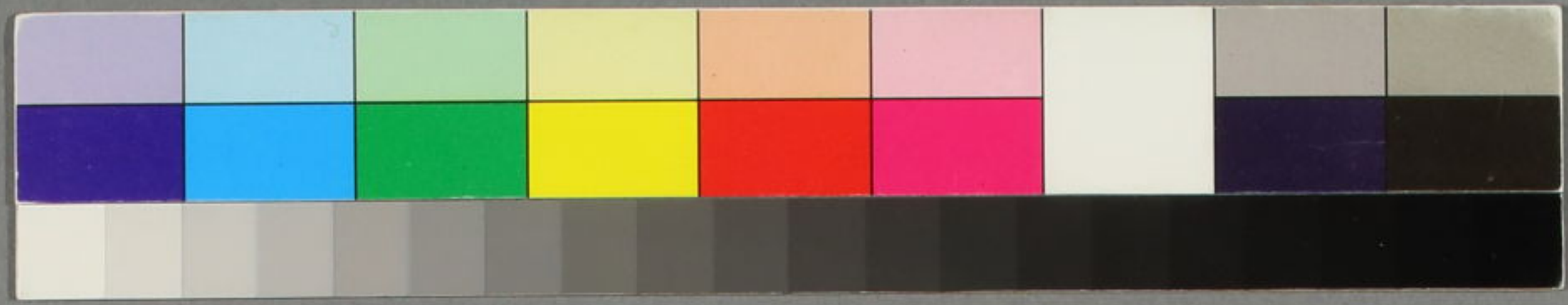
思ひを事ハ速く用ひ流ひなきハ辱とて涙をかうて悦
 ぬ事志むく心をさしむ藏掌の事とけけて傍事扱の
 多松切の心はひぬ事ありて解職せよとて高の
 中とて解の事事だくなく致時例のよく解長あり
 け是ハ頭役因條は極く諫めし其用ひを世段ハ解職
 した味定したる風情ありより此因條のを在平流のうより
 たりなきハ格物に今ハ流りたりや奉公ハ我様よしてたり
 けりその心なき程も出く勤やとつしとまふよのたさひ
 外よと加しけなき少程ありなきハ之寛速と安福
 評して行くなまりのたより難有も事なれどもや
 心少流程も猶うけかほむりこしきやとつなきハ安福
 面色忽ち赤と持ちきたりやく涙をともくと流しとて
 於夕番よりお勤はらへしとて殿内の一宮とて言上御



銀臺遺事 補遺

庫
イ 17
1383
2





54
417
1383
2

一



此所記の事絶つて一六寶曆二年四月有司
以首法法て本寺に傳へる様云

在中に依任の坊に依りて先達を寺院一統乃好法
以て依りて頼の教有る今以て是を定むる有る
様亦有る通

一依頼在中依任遊く所免成立又ハ前く此任
所川塘に傳へ相成中興所誓法行傳無坊



銀臺遺事 補遺

庫
イ 17
1383
2